

6. まちづくり交通計画

6. 1 計画策定の方針

6. 1. 1 計画の策定方針

これまで本市の道路網ならびに交通に関しては、広域圏・都市圏レベルで様々な基本計画が策定され、その方針に基づき整備が進められてきた。

今後とも、これら既存ストックが蓄積されていくことなどをふまえ、以下に示す方針により計画を策定していく。

まちづくり交通計画の策定方針

- ① 既存施設・既定計画の考え方をふまえ、必要に応じ見直していく計画とする
- ② 広域圏・都市圏の計画との整合性を確保する
- ③ 上記関連計画をふまえ、本市のまちづくりの方向に即し、これを支援する道路網および交通計画とする。

6. 1. 2 計画の前提となるまちづくりの基本的な方向

本市における道路網ならびに交通計画の策定にあたり、その前提条件として、これからのまちづくりの基本的な方向を以下に示す。

(1) 市街地の範囲

将来の市街地の範囲はおおむね外環状線（国道7号、南バイパス等）までとし、その外側は市街化の抑制に努め、コンパクトな市街地の形成を目指す。

(考え方)

- ・将来的に市街地の人口は逡減する傾向にあり、これに伴う空洞化は避けられない状況にある。
- ・市街地内の人口密度を維持し、かつ市街地内における都市的サービス機能の充足度を保つために、将来市街地の範囲を定め、集中的な投資による整備・再編を図ることとする。
- ・道路は市街地を形成する空間機能を有していることから、国道7号および南バイパスによる外環状線を、本市の将来市街地の外郭線をなすものとして位置づける。
- ・この外環状線によって、本市の市街地の範囲を明確に定め、都市的サービス水準の維持と適正かつ効率的な市街地の成長・管理を行う。
- ・また、西新発田駅周辺など新たな市街地として整備する地区については、都市計画用途地域の指定とあわせて地区計画等による土地利用計画および道路・オープンスペース等の確保・創出など細部にわたった市街地の管理誘導を図っていく。

・また今後は、市街地周辺部の農村集落地との共存を図っていくことが求められる。本市の目指す「食料供給都市」の実現にむけて都市と農村との連携調整を図り、農村地域の土地利用を含めたトータルバランスに配慮して、都市の規模と機能の形成に努めていく。

(2) 公共施設等の集積維持

公共公益施設は郊外へ移転させずに、中心市街地での集積を維持し、その利用推進に努める。

(考え方)

- ・中心市街地には、市役所をはじめ図書館、市民文化会館、警察署などのほか、県立新発田病院、JR新発田駅などの主要な公共公益施設が立地している。これらの施設は、ほぼ歩いて回ることでできる範囲内に集積している。
- ・この集積により施設の利便性は極めて高い状態で維持されており、市街地住民にとって、あるいは自家用車以外の交通手段を用いて市街地に訪れる人にとって、使いやすい配置形態となっている。
- ・また、本市の乗合バス路線網は、新発田駅を中心に市郊外および隣接市町村へ連絡している。これら公共交通の利用を前提とすれば、郊外の市民や隣接町村民にとっても、公共施設等の中心集積は使いやすい形態であるといえる。
- ・これまで、県立新発田病院や市庁舎等において、施設の老朽化や駐車場不足等を理由に移転改築が検討されてきたが、これら施設の郊外への移転・分散はこれまでの利便性を著しく低下させるだけでなく、広域圏の中心都市としての機能低下を招き、ひいては中心空洞化を促進する要因ともなる。
- ・このようなことから、平成13年10月には、県立新発田病院の移転先がJR新発田駅前の開発事業区域内とすることが正式に決定されている。
- ・まちづくりを長期的な視点でみたとき、現在の公共施設の中心集積を維持し、これを前提とした市街地整備および道路網整備を行うことが望ましいものとする。
- ・なお中心市街地には、新発田城址や清水園などの歴史文化的観光施設も数多く残されている。これらは市民のみならず、広く県民にとっても貴重な遺産・資源であることから、積極的な利用と保全を推進していく必要がある。

(3) 「都心居住」型まちづくりの推進

高齢化の進展にあわせて、市街地で暮らすことの利便性を考慮し、「都心居住」に対応したまちづくりをすすめる。

(考え方)

- ・本市においても高齢化は急速に進行しており、まちづくりの重要課題のひとつとなっている。高齢者世帯数は、農山村集落地のみならず中心市街地内においても着実に増加する傾向にある。
- ・都心居住のメリットは、車を運転することなく歩行もしくは自転車などの利用によって日常

生活サービスを享受できることにある。都心居住によって高齢者の生活行動範囲に対応することができるほか、高齢ドライバーによる交通事故の危険性も回避することができる。

- ・このような点から、高齢者の生活の場として、都市的サービス機能を容易に享受することのできる「都心居住」が有効な形態といえる。
- ・本市においても、高齢者向け住宅の供給等を推進して、中心市街地における「都心居住」に対応したまちづくりを展開していく必要がある。
- ・その意味からも先の②で掲げた、商業および行政、福祉、医療等の各種サービス機能の中心への集積は前提条件となる。
- ・また、道路環境の快適性・安全性の確保に向け、高齢者・障害者だけでなくすべての人にとって使いやすく魅力的な施設の整備が求められ、緑化や景観整備のほか、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりも必要と考える。

(4) 広域連携等の推進

広域市町村圏の中心都市として、隣接町村に高度なサービスを提供する都市機能の維持に努めるなど、地域連携や都市間連携を強化する。

(考え方)

- ・本市は、新発田広域市町村圏の中心都市として、行政、医療、保健、福祉およびレクリエーションなどの多くの分野において、圏域を構成する町村を牽引している。
- ・本市のもつ広域的な施設サービス機能を今後とも維持していくことが、圏域全体の発展につながっていく。
- ・このため隣接町村民の利用も前提とした公共公益施設へのアクセス性向上に努めていくことが求められる。
- ・一方で本市は、日常の通勤・通学先として新潟市との連携関係が強い。これらの活動の利便性向上についても配慮していく必要がある。

(5) 土地利用への対応

現在の土地利用（計画）に対応した道路網を検討する。

(考え方)

- ・市街地では、将来の都市構造や土地利用の変化あるいは交通の流れを大きく変化させる要因として、面的開発や施設立地および移転計画が進行している。
- ・これらの計画の熟度は様々であり、今後の社会情勢の変化に応じ計画内容の見直しも考えられ、不確定な要素も多い。
- ・本計画では、計画がほぼ決定し事業着手が見込まれているものについてのみ取り扱い、原則として現行の土地利用および土地利用計画に対応した検討を行うものとする。

6. 1. 3 まちづくり交通計画の検討事項

まちづくり交通計画は、これまで検討されてきたまちづくり関連計画をふまえて、新発田市街地全体を対象とした都市交通体系の方針を定め、その実現に向けた道路施設の整備のあり方を具体化するものである。

計画では、以下の事項について検討した。

表6-1 まちづくり交通計画の検討事項

検討項目	概 要
都市内幹線道路網計画(9p)	国道・県道および都市計画道路からなる都市内幹線道路のネットワークについて、既存施設・既定計画から検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
交通ネットワーク計画(29p)	公共交通の利用促進や、生活の利便性向上に資する自転車ネットワーク計画などを立案する。 既存路線・既定計画をふまえ、鉄道とバスからなる公共交通のネットワーク計画を整理する。
道路と交通との連携の方針(35p)	上記の検討事項を踏まえ、異なる交通手段相互の連携や、TDMの推進など、道路と交通との連携方針を示す。
道路空間整備の方針(38p)	上記の検討事項を踏まえ、市街地における道路空間整備の方針を示す。 中心市街地においては、移動空間のバリアフリー対策について検討を行う。